

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する事項については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
281101020	28年11月1日	28年11月16日	28年12月28日	産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の見直し	<p>【具体的内容】 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例に、がれき類の焼却・焼成処理(セメント原料化)施設を、追加いただきたい。</p> <p>【提案理由】 災害廃棄物は、市町村が処理責任を負う一般廃棄物であり、その処理は一般廃棄物処理施設で行わなければならない。 2003年に、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例(産業廃棄物処理法15条の2の5、施行規則第12条の7の16)が導入され、一部の品目の処理を行う一部の産業廃棄物処理施設に限り、届出により、当該産業廃棄物処理施設が、許可手続なしに一般廃棄物処理施設として認められることとなった。しかしながら、がれき類については、施行規則において破砕施設での処理しか認められていないため、原料として焼却・焼成処理を行っているセメント工場は特例が適用されず、別途一般廃棄物処理施設の許可を取得しない限り、処理できない。また、一般廃棄物処理施設の許可取得には長期間を要する。 がれきの焼却・焼成処理を、施行規則に追加することで、セメント工場での処理が可能となり、今後、国内において巨大災害が発生し、自治体の処理施設のみでは処理しきれない事態が発生した際、自治体の処理要請に対応できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省	<p>災害廃棄物は、「事業活動に伴って生じた」廃棄物ではないため、一般廃棄物に該当します。また、一般廃棄物の焼却施設であって、一時間当たりの処理能力が200キログラム以上又は火格子面積が2平方メートル以上の施設を設置しようとする者は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事等の許可を受けなければならないとされています。 産業廃棄物処理施設の設置者は、産業廃棄物処理施設において処理することのできる産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものを当該産業廃棄物処理施設において処理する場合、都道府県知事等に届け出ることによって、その処理施設を当該一般廃棄物として処理する一般廃棄物処理施設として設置することができることとされています。当該環境省令で定める一般廃棄物のうちコンクリートの破片その他これに類する不要物については、都道府県知事等への届出により、産業廃棄物処理施設のうち、がれき類に係る破砕施設及び管理型最終処分場を一般廃棄物処理施設として設置することができます。</p>	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条、第9条の3及び第15条の2の5、同法施行規則第12条の7の16	現行制度下で対応可能	<p>被災廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、早期の復旧・復興のために必要であるところ、被災地域さらには他の地域の産業廃棄物処理施設を活用し進めることが重要である。東日本大震災等における教訓を踏まえて、災害時における産業廃棄物処理施設の設置・活用を進めるため、平成27年に産業廃棄物処理法を改正し、同法第9条の3の3において、市町村から非常災害により生じた産業廃棄物の処分を委託を受けた者が一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合には、都道府県知事等の許可を不要とし、届出で足りることとする特別制度を講じております。 非常災害により生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物の焼却・焼成処理する施設についても当該特別制度により都道府県知事等への届出により設置することが可能です。</p>	
281101021	28年11月1日	28年11月16日	29年2月15日	産業廃棄物収集運搬業・処分業における、資金運用を目的とした「5%以上の株主」の変更届出の免除	<p>【具体的内容】 産業廃棄物収集運搬業・処分業について、「発行済株式総数の5%以上の株主または出資の額の5%以上の額に相当する出資をしている者の変更があった場合、10日以内に届出なければならない」とされているが、資金運用を目的とした信託口、投資口株主の持分異動については、届出の対象外としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 上場企業の場合、企業年金資金等の運用・管理を目的とした信託銀行(信託口、投資口等)等の法人株主が存在する。これらの株主の持分比率は、株主に運動して変動するため、変更日から都度10日以内に届出することは、実務上困難である。また、これらの株主は、資金の運用管理を目的としており、産業廃棄物の収集運搬業および処分業に支配力を及ぼすことはない。法の主旨に照らし、これらの株主の持分異動については、届出の対象外としていただきたい。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省	<p>発行済株式総数の100の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100の5以上の額に相当する出資をしている者を変更したときは、変更の日から10日以内に、都道府県知事に届けなければならないとされています(産業廃棄物処理法第14条の2第3項、産業廃棄物処理法施行規則第10条の10)。</p>	産業廃棄物処理法第14条の2第3項、産業廃棄物処理法施行規則第10条の10	検討を予定	<p>産業廃棄物処理業における欠格要件の該当性を判断する必要があることから、発行済株式総数の100の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100の5以上の額に相当する出資をしている者を変更したときは、変更の日から10日以内に、都道府県知事に届けなければならないとされています。 欠格要件とは、法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者を類型化して排除することを趣旨とするものです。欠格要件の対象者として、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者は、業務を執行する社員、取締役、執行役に準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者(1)に該当する蓋然性が高いといえます。「支配力を有するものと認められる者(1)」に該当する者は自然人に限られますが、法人格が全くの形態に過ぎないと認められる場合、又は法人格が法律の適用を回避するために濫用されているものと認められる場合においては、法人格を否認し、背後にある支配者をもって「支配力を有するものと認められる者」に該当する可能性がありますので、法人においても欠格要件の該当性を判断する必要があります。 したがって、上場企業の資金の運用管理を目的とした法人株主であっても、上述の「支配力を有するものと認められる者(1)」ではないと一律に判断することは困難であり、個別の案件に応じて、判断する必要がありますので、変更したときは、変更の日から10日以内に、都道府県知事に届ける必要があります。 なお、中央環境審議会において行われている産業廃棄物処理法の見直しにおいて欠格要件について審議されており、産業廃棄物処理法に定める「法人」に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者の該当性を明確化するべきではないかとの指摘があり、欠格要件の在り方について、慎重に専門的な検討をまいります。</p>	
281101022	28年11月1日	28年11月16日	28年2月15日	産業廃棄物収集運搬業許可取得に関する審査のさらなる合理化・短縮化について	<p>【具体的内容】 産業廃棄物処理法第14条においては、産業廃棄物の収集運搬を業として行う場合、積込み場所と積卸し場所をそれぞれ管轄する都道府県の許可が必要であり、関係都道府県ごとに同法施行規則第9条の2に基づき申請が必要となる。積込み場所の都道府県の許可を持つ収集運搬業者が、積卸し場所の都道府県の許可を申請する場合、同様の審査が行われるにも関わらず、時間を要しており、事業活動に支障が生じている。 先般の政府回答において、同法施行規則第9条の2第6項の規定により、申請・取得した内容は都道府県間で共有・活用され、既に合理化・短縮化が行われているとされたが、審査のさらなる合理化・短縮化を図られたい。 また、さらなる審査の短縮化が困難な場合はその理由をご教示いただきたい。</p> <p>【提案理由】 産業廃棄物処理法第14条においては、産業廃棄物の収集運搬を業として行う場合、積込み場所と積卸し場所をそれぞれ管轄している都道府県の許可が必要となり、関係都道府県それぞれに対し、同法施行規則第9条の2に基づき同様の申請を行うことが求められている。 産業廃棄物の処分先を追加する場合、現契約先の収集運搬業者が処分先の都道府県の許可を取得していないことが多い。収集運搬業者が産業廃棄物収集運搬業許可を取得する場合、同法施行規則第9条の2第6項の規定にも関わらず、審査に1ヵ月以上かかる。事前協議期間を含めると計2ヶ月以上、県外産業廃棄物搬入届出を必要とする場合は計3ヶ月以上かかることになり、処分を進めようとしても遅やかに対処できない(新規収集運搬業者と契約するにしても時間を要する)。新たな都道府県で業許可取得を行う場合において、既に取得した許可情報を活用し、さらなる審査の合理化・短縮化を行うことについては、法の趣旨である適正処理を阻害するものではない(第4条における都道府県の産業廃棄物に関する状況把握・適正処理への措置の努力義務を阻害するものではない)。 業許可取得に関する審査のさらなる合理化・短縮化により、速やかに産業廃棄物を処分することができ、円滑な産業廃棄物処理の実施、資源有効利用の範囲・用途の拡大に寄与する。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省	<p>産業廃棄物処理法第14条においては、産業廃棄物の収集運搬を業として行う場合、積込み場所と積卸し場所をそれぞれ管轄する都道府県の許可が必要となります。 都道府県知事は、申請者が産業廃棄物処理法第14条第1項の収集運搬業の許可を受けている場合、産業廃棄物処理法施行規則第9条の2第2項第9号から第14号までに掲げるものの全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができます(産業廃棄物処理法施行規則第9条の2第5項)。</p>	産業廃棄物処理法第14条第1項、産業廃棄物処理法施行規則第9条の2	対応不可	<p>都道府県政令市においては、産業廃棄物処理業者の不適正処理等違反行為を把握した場合、生活環境の保全上の支障の発生又はその拡大を防止するため、速やかに行政処分等を行う必要があり、各々管轄する都道府県政令市で、業の許可を適切に審査することが重要となります。 産業廃棄物処理法施行規則第9条の2第5項の規定により、許可を取得した都道府県における申請内容を共有・活用し審査の合理化・短縮化を図ることに加え、今後、産業廃棄物収集運搬業許可申請における添付書類の様式を定めることについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正を行い、様式の統一を進めることで、申請者の負担の軽減を図ってまいります。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果			規制改革 推進会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	
281101023	28年 11月1日	28年 11月16日	29年 2月15日	紙マニフェストの電磁的記録保存の容認	<p>【具体的内容】 産業廃棄物処理委託契約書および産業廃棄物管理票(マニフェスト)は、廃棄物処理法により5年間の保存義務がある。紙マニフェストについて、産業廃棄物処理委託契約書と同様に、電磁的記録(電子データ)による保存を認めていただきたい。</p> <p>【提案理由】 産業廃棄物処理委託契約書は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(e文書法)により、電磁的記録にして5年間保存することが認められている。しかし、紙マニフェストについては、本法及び廃棄物処理法により、電子データの保存が認められておらず、5年間にわたり紙ベースで保存しなければならない。紙マニフェストの多は、カーボン・紙による複写式であるため、薄い紙質で破損しやすいうえ、事業者としては倉庫等の保管場所の確保が必要であり、大きな負担となっている。 電子マニフェストの普及が求められるが、電子マニフェストは、排出事業者・収集運搬業者・処分業者の3者が利用することで初めて機能するシステムであり、すべての手続きが電子マニフェストに移るには、一定の期間を要する。したがって、紙マニフェストについて、破損・紛失のリスク軽減、保管場所や保管業務の負担軽減の観点から、電子データで保存できることとすべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省	<p>委託契約書については、その契約の終了の日から5年間保存することとされており(廃棄物処理法施行令第6条の2第5号)、産業廃棄物管理票(マニフェスト)については、管理票交付者、運搬委託者及び処分委託者は、当該管理票の写しを5年間保存しなければならないとされています(廃棄物処理法第12条の3第2項、第9項及び第10項)。 委託契約書については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条、環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第3条に基づき、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができます。</p>	民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条、環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第3条、廃棄物処理法第12条の3、廃棄物処理法施行規則第6条の2第5号	対応不可	マニフェスト制度は、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、受託者に対して管理票を交付し、処理終了後に受託者からその旨を記載した管理票の写しの送付を受けることにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保する制度です。管理票交付者等が、当該管理票の写しを5年間保存しなければならないとされていますが、これは、排出事業者等が廃棄物の流れを管理すると共に、都道府県・政令市が立入検査等によって処理の状況等の把握に利用する等、マニフェスト制度の適正な実施を担保する重要な義務です。紙マニフェストの電磁的記録を認めることは、原本性が保証されず、記録の改ざん等が発生する可能性があるため、現時点においては、紙マニフェストの電磁的記録化は認められていません。なお、電子マニフェストの場合、国が指定する情報処理センターがマニフェストの登録情報を一元管理しており、これにより行政の監視業務の合理化にもつながる等のメリットもあることから、電子マニフェストの利用を推奨しています。
281101024	28年 11月1日	28年 11月16日	29年 2月15日	産業廃棄物収集運搬業者・処分業における役員変更届出の期限延長	<p>【具体的内容】 産業廃棄物収集運搬業者および産業廃棄物処分業における役員変更時の届出について、届出期限を10日から30日に延長していただきたい。</p> <p>【提案理由】 廃棄物処理法により、産業廃棄物収集運搬業者および産業廃棄物処分業において、役員を変更した際には、変更の日から10日以内に、その旨を届出なければならない。届出の際は、住民票の写し、成年被後見人および被保護人に該当しない旨の登記事項証明書の添付が必要とされている。また、役員を変更したことの証明として、履歴事項全部証明書の添付を併せて求められることが多い。履歴事項全部証明書の発行の前提となる「役員変更登記」については、会社法上、変更が生じた日から2週間以内に変更の登記をすれば足りるとされているにもかかわらず、廃棄物処理法の変更届出が10日以内というのは短い。 本要望については、すでに2015年度規制改革要望の政府回答において、「総務省により実施された平成25年11月1日付「申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査結果に基づく勧告(一般手続関連)(平成25年度行政評価・監視結果)」において、登記事項証明書を添付書類とする変更届出について、変更登記の期限(2週間)を考慮した提出期限とするよう検討することの勧告がなされた。環境省としては、変更届の提出期限を10日以内としている理由を欠格要件に該当する者を確実かつ迅速に排除するためと考えているが、申請者の負担軽減を図る観点から、今後、変更届に登記事項証明書の添付を求める場合、変更登記の期限(2週間以内)を考慮した提出期限とすることを検討予定でございます。」との回答をいただいているが、未だ改善のみられない。また、検討に際しては、2週間以内は短いため、30日以上を期間を設定していただきたい。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省	<p>産業廃棄物収集運搬業者又は処分業者は、名称、役員などを変更したときは、「変更の日から10日以内」に都道府県に届けなければならないとされており、当該届出には、登記事項証明書を添付しなければならないとされています(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の10、第10条の23)。</p>	廃棄物処理法第14条の2第3項、廃棄物処理法施行規則第10条10の第2項	対応	平成28年度内を目標に、変更届に登記事項証明書の添付を求める場合においては、変更登記の期限(2週間以内)を考慮した提出期限とする廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正を行う予定です。
281101025	28年 11月1日	28年 11月16日	29年 2月15日	県外産業廃棄物流入規制の見直し	<p>【具体的内容】 都道府県等の条例・指導要綱に基づく事前協議制の撤廃を含め、速やかに都道府県等による県外産業廃棄物の流入規制を見直すべきである。</p> <p>【提案理由】 廃棄物処理法の規定にはないが、産業廃棄物を県外に搬出する場合、搬入先の都道府県等の多くにおいて条例・指導要綱に基づく事前協議が必要とされており、その申請、許認可の取得に多くの時間、労力を費やされている。また、事前協議の内容(対象産業廃棄物、提出書類等)が都道府県等ごとに異なっているため、同一の処理を行うにもかかわらず、都道府県等によって判断が異なる場合があり、事業者による広域的かつ効率的な廃棄物処理、リサイクルの阻害要因となっている。このため、昨年度見直しを要望したところ、環境省から、「『都道府県外から産業廃棄物流入抑制策の抜いについて』の実態調査を行っている。本実態調査を踏まえて、廃棄物処理法の趣旨、目的を踏まえて定められた運用について、必要な見直しを行い適切に対応するよう、都道府県等に対して、速やかに、事前協議制の撤廃を含め、都道府県等による県外産業廃棄物の流入規制を見直すべきである。」</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について」(平成9年12月26日付け衛環318号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)において、「従来、法による規制を補完すること等を目的として、多くの都道府県及び政令市において要綱等に基づき独自の行政指導が行われてきたところと承知しているが、各都道府県及び政令市におかれては、法改正及び基準強化の趣旨、目的等を踏まえ、改正された法に基づき規制の円滑な施行に努められるとともに、周辺地域に居住する者等の同意を事実上の許可要件とする等の法に定められた規制を越える要綱等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応されたい。」とお示ししているところでございます。</p>	—	検討に着手	流入規制については、中央環境審議会において行われている廃棄物処理法の見直しにおいて審議されており、廃棄物の効率的な処理の推進という観点から、都道府県等が独自に行っている流入規制について、その背景と実態を把握した上で、流入規制のあり方次第では、廃棄物の円滑で適正な処理を阻害するおそれがあることを通知等により周知することを含め、必要な措置を検討して参ります。また、関係者による意見交換等の場の設定等、必要に応じた改善が可能になるよう、意見交換の場のあり方、意見交換のテーマやその参加者も含めて検討してまいります。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
281101026	28年11月1日	28年11月16日	28年12月28日	微量PCB汚染絶縁油等の燃焼条件のさらなる引下げ	<p>【具体的内容】 燃焼温度800℃以上、ガス滞留時間2秒以上というダイオキシン類対策の条件を満たしている産業廃棄物焼却施設において、微量PCB汚染絶縁油等の焼却無害化処理(自家処理を含む)を簡易な手続きで実施できるようにしていただきたい。</p> <p>【提案理由】 PCB廃棄物無害化処理認定施設の許可要件である燃焼条件は、燃焼温度850℃以上・ガス滞留時間2秒以上となっている。しかし、国や地方自治体は、一時的にでも燃焼温度の下限値を下回ってはないとしているため、実際は900℃程度で処理されている。 PCBは「単独でも800℃以上でほぼ完全に熱分解すること、絶縁油や有機性廃棄物等の可燃物が共存するとさらに低い600～700℃でもほぼ完全に分解できる」ことが報告されている※1。 横浜国立大学浦野名誉教授らは、ダイオキシン類対策の条件を満たす産業廃棄物焼却施設において、820～850℃で微量PCB汚染絶縁油の焼却処理実証試験を行った結果、無害化処理認定施設と同様に排ガス中のPCB濃度が十分に低い十分に処理ができていた結果を得た※2。 PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会が取りまとめた報告書では「その他のPCB廃棄物を含め今後の実証試験の結果、安全かつ確実に処理できることを確認できた範囲で、許可要件の変更を検討することが適当」※3。「低濃度PCB廃棄物の処理体制の充実・多様化を進める」及び「安全性の確保を前提とした上で、無害化処理事業者の増加に向けた取組を引き続き進める」※4とされている。 無害化処理認定業者数は年々増加しているものの、未だ処理施設数は限られておりPCB廃棄物処理が遅延している要因となっている。ダイオキシン類対策の条件を満たす産業廃棄物焼却施設での焼却無害化処理が実現すれば、PCB廃棄物の期限内処理に向けて大きく前進し、PCB廃棄物の長期保管に伴う漏洩、紛失、不適正処理等のリスクも低減する。 ※1:日本エネルギー学会誌,第7巻,第3号,1994年及び廃棄物学会誌,第19巻,第6号,2008年 ※2:「環境技術学会」会誌,2016年9月号 ※3:今後のPCB廃棄物の適正処理推進について,2012年8月 ※4:PCB廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について,2016年2月</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省	PCB廃棄物の焼却施設を設置する場合は、廃棄物処理法施行規則第12条の2第5項第1号にて定められている施設の技術上の基準を満たさなければなりません。この基準の内容は、無害化処理に係る特例の対象となる産業廃棄物(低濃度PCB廃棄物)の焼却施設にあっては、燃焼ガスの温度が850℃以上を保ちつつ、2秒以上滞留させることであります。 この条件によらない処理方式であって高度な技術を用いた無害化処理については、別途実証試験を行い、PCB廃棄物の適正な処理が確実に行われると判断される場合、環境大臣の認定を受けることができます。	廃棄物処理法施行規則第12条の2第5項第1号 廃棄物処理法第15条の4の4第1項	現行制度下で対応可能	ストックホルム条約において、PCBを含む残留性有機汚染物質(POPs)の分解処理にあたり考慮することとされているバーゼル条約の下で策定されている技術ガイドラインでは、燃焼温度850℃以上、滞留時間2秒以上等の有害廃棄物焼却炉においてPOPsの適正な分解処理が達成可能であると示されていることから、国際的な見も踏まえ、左記のとおり、廃棄物処理法における一般的な処理基準を燃焼温度850℃以上等としています。その上で、この条件を総合的に考慮し、無害化処理認定の認定において個別に判断を行うこととしています。 環境省においても処理基本計画において低濃度PCB廃棄物の処理体制の充実・多様化を図ることとしており、低濃度PCB廃棄物の受皿の拡大を図ってまいります。処理の安全性の確保が必須であると考えておりますことを御理解願います。
281101027	28年11月1日	28年11月16日	28年2月15日	電子マニフェストにおける運搬・処分報告期間の延長	<p>【具体的内容】 電子マニフェストを利用する場合における産業廃棄物の運搬終了報告、処分終了報告の登録を行うまでの期間を、運搬又は処分を終了した日から「3日」から、「3営業日以内」あるいは「土日祝日を除き3日以内」など実際の運用において対応できるように延長すべきである。</p> <p>【提案理由】 産業廃棄物の収集運搬業者および処分業者は、電子マニフェストを利用する場合、産業廃棄物の運搬または処分を行った後、3日以内に電子マニフェストの登録を行うことが義務付けられているが、休日直前に運搬または処分する場合には、3日以内に登録できない事例がある。 このため、2014年度に見直しを要望したところ、「登録期限をさらに延長することは困難だが、現場にて引渡を完了した場合に迅速にシステム上で登録作業ができるよう、スマートフォンやタブレット端末等を使用して現場から報告できるシステムへの改良を行うこととしており、実際の運用面に対応できるよう配慮する。」との回答を得た。しかし、現場の担当にスマートフォン等を付与できる事業者ばかりではなく、事務手続上、入力担当が本社でまとめて情報を入力する場合もあるため、改めて要望する。むやみに期間延長を求めるのではなく、「3営業日以内」あるいは「土日祝日を除き3日以内」など実際の運用において対応できるよう延長いただきたい。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省	廃棄物処理法第12条の5第1項により、電子マニフェストを用いる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合において、運搬受託者及び処分受託者から情報処理組織を使用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求め、かつ、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物を引き渡した後環境省令で定める期間内に、電子情報処理組織を使用して当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を情報処理センターに登録したときは、産業廃棄物管理業を交付することを要しないこととなっています。そして環境省令で定める期間については、廃棄物処理法施行規則において3日とされています。	廃棄物処理法第12条の5第1項 廃棄物処理法施行規則第8条の3の1の3	検討し着手	電子マニフェストは、マニフェストの使用頻度の多い排出事業者や特に厳格な管理が必要である特別管理産業廃棄物の管理にとって大きなメリットがあることから、電子マニフェストの導入を強力に進める必要があります。その推進に当たっては引き続き普及に関する目標を設定した上で計画的に施策を展開する必要がある。このため、まずは、例えばより適切な管理が求められる一定規模以上の特別管理産業廃棄物を排出する事業者に対し、電子マニフェストの使用の義務化を検討するとともに、特別管理産業廃棄物の処理を受託する産業廃棄物処理業者に対し電子マニフェストの使用の義務化を検討する必要があります。 この際、中央環境審議会において行われている廃棄物処理法の見直しの審議を踏まえ、施行までの十分な周知期間を確保するとともに、情報処理センターへの登録期限等の見直し等について検討する必要があると考えています。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する事項に於いては本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281101028	28年11月1日	28年11月16日	29年2月28日	廃棄物処理の広域認定制度の申請に関する審査体制の見直し	<p>【具体的内容】 「広域認定制度申請の手引き」における「第2章 新規認定の申請手続 2.1申請の流れ」について、「相談」事前確認を一体化するなど、相談・事前確認における確認項目の重複を省き、申請手続を効率化すべきである。</p> <p>【提案理由】 「広域認定制度申請の手引き 第2章新規認定の申請手続 2.1申請の流れ」によると、申請希望者は、環境省地方環境事務所における「相談」、環境省産業廃棄物課における「事前確認」を受けた後に審査申請ができることとなっている。手引きによると、「相談」は申請者の構想の本制度への適合性を確認すること、「事前確認」は申請書類の作成方法等を確認することが目的とされるが、相談、事前確認、本審査の確認項目が重複することが多い(相談の時点でも申請書類の内容も細かく確認されている)。実際の本審査期間は、標準期間である3ヶ月程度であるものの、相談から審査完了までの期間を合わせると平均1年から1.5年程度を要している。これらの二重チェックは手続きに時間を要するだけでなく、手続きを煩雑にしている。</p> <p>本要望については、すでに、2014年度規制改革要望の政府回答において、「申請手続きの「相談」は、事業者の距離的な負担を軽減するという観点から、申請者に近い地方環境事務所に窓口を設けています。また、広域認定を取得した事業者への認定後の立入を地方環境事務所が実施することが効率的であるため、地方環境事務所において申請内容の把握に努めているところです。広域認定のスキームでは、製造メーカーの所在地、回収拠点、処分場所が全国各地に展開されていることが多いため、この「事前確認」「審査」については、書類内容の総括的な確認を行うことができる本省において統一して実施しています。御指摘の本省と地方環境事務所の審査の重複をなくすためにも、これらの役割分担を明確にし、事業者の負担を軽減してまいります。」との回答をいただいているが、2014年度規制改革要望の提出時の平均審査期間(8か月～12か月)と比べてもさらに長期化しており、改善が見られない。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省	「広域認定制度申請の手引き」においては、申請希望者は、環境省地方環境事務所において相談をし、地方環境事務所において概ね申請希望者の構想が本制度に適したものであると判断された場合、申請者において申請書類を作成した上で、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課又は産業廃棄物課に事前確認を受けることとしています。	廃棄物処理法第9条の9、第15条の4の3	現行制度下で対応可能	広域認定制度における申請手続きについては、事業者の負担の軽減及び認定取得後の立入検査の実施等の観点から、地方環境事務所の指導の下、手続きを行っています。申請書の接受後は標準審査期間内に審査を行うことができるよう、円滑な審査を行ってまいります。	△
281101053	28年11月1日	28年11月16日	28年12月28日	騒音規制法における国・自治体間の規制調和	<p>【具体的内容】 騒音規制法において、非常用発電機が特定設備の対象外である一方、富山県は条例に基づき特定施設の対象としている。地方自治体が上乗せ規制を設ける場合であっても、経済合理性の観点から、事業者負担の適正化を図るべきであり、国は指針等を出すなど、自治体に対しては是正を働きかけるべきである。</p> <p>【提案理由】 データセンターに必要な非常用発電機はディーゼルエンジンを採用している。国の法令である騒音規制法施行令では、「著しい騒音を発生する施設」として規制対象となる「特定施設」(ディーゼルエンジンは含まれていない。地方、富山県では、「富山県公害防止条例施行細則」の別表「4 騒音に係る特定施設」の中に「14 ディーゼルエンジン及びガリンエンジン(移動式のもの及び出力が7.5キロワット未満のものを除く。))とあるため、結果的に非常用発電機が規制対象となっている。</p> <p>非常用発電機はあくまで「非常用」であり、常時騒音を発生するものではなく、仮に騒音があっても時間的に限定されるため、騒音規制法の趣旨である「相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行う」には該当しないと考えられる。しかしながら、富山県では条例に基づく規制により、騒音対策を施した非常用発電機を別途設置する必要が生じ、とりわけ広域でビジネスを行う事業者にとって大きなコストアップ要因となっている。</p> <p>地域の実情に応じた規制の必要性は理解するところであるが、他の自治体においても特定施設の対象外となっているものについて、富山県が条例で規制対象に含める行為は不適切である。このように、地方自治体が上乗せ規制を設ける場合であっても、経済合理性の観点から、事業者負担の適正化を図るべきであり、国は指針等を出すなど、自治体に対しては是正を働きかけるべきである。本要望では、騒音規制法の特定施設について規制調和を図ることを要望する。</p> <p>社会におけるICT利用が高まる中で、データセンター市場は成長産業である。要望の実現により、事業者が自治体ごとの規制に個別に対応するコストが最小化されるとともに、データセンターのより迅速な構築が可能となり、企業による積極的なクラウド活用等を通じたデータセンターの需要が一層高まることが期待できる。結果として、企業の経営強化につながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省	騒音規制法(昭和43年法律第98号)第27条において、「地方公共団体及び指定地域内に設置される工場若しくは事業場であつて特定工場等以外のものについて、その工場若しくは事業場において発生する騒音に關し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。」(抜粋)と規定されていることから、地方公共団体は特定施設の対象外の施設についても、条例で規制対象とすることができます。	騒音規制法(昭和43年法律第98号)	対応不可	騒音規制法では、騒音規制法で規制対象としている工場等以外についても、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではないとしています。これは、騒音源となる施設の種類や騒音の発生状況は地域によって異なることから、全国的観点から規制を定める騒音規制法とは別に、地域の実情に応じて地方公共団体が条例により規制することが適当と考えられるためです。このため、条例で規制対象とする施設の判断は、地域の実情を踏まえつつ、各地方公共団体において個別に判断されるべきものであり、他の地方公共団体に必要に応じて規制対象とされていない施設を規制対象とする場合は、不適切ではないと考えられます。また、各地方公共団体により、地域の実状に応じて規制等を行う必要性から、条例の規制対象等について、全国一律に指針等を示すことは困難と考えられます。	
281102023	28年11月2日	28年11月16日	28年12月28日	廃掃法における産業廃棄物収集運搬業者の特定一般廃棄物収集運搬に関する緩和	<p>産業廃棄物収集運搬業者に特定の一般廃棄物の収集運搬を許可していただきたい。</p> <p>現在、一般廃棄物の収集運搬業者は市区町村に認可を取得してその業務を遂行しているが、当然、その市区町村の範囲を越境することができずリサイクルの実行に大きな障害となっている。産業廃棄物収集運搬業者の場合は都道府県の認可を取得しているため、都道府県レベルで働くことができる。そこで、産業廃棄物収集運搬業者に特定の一般廃棄物の収集運搬が可能になれば、一般廃棄物のリサイクルの範囲を大きく拡大することができる。</p>	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	環境省	一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該市町村長の許可を受けなければならないこととされています。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条、同法施行規則第2条第1号、第9条の8、第9条の9、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(いわゆる食品リサイクル法)、特定家庭用機器再商品化法(いわゆる家電リサイクル法)	現行制度下で対応可能	廃棄物処理法第9条の8に基づき、生活環境の保全上支障がない等の一定の要件に該当する廃棄物の再生利用について環境大臣の認定を受けた者や、同法第9条の9に基づき、廃棄物の広域的な処理を行う者として環境大臣の認定を受けた者については、一般廃棄物の収集・運搬の許可は不要となる特例制度を設けているところです。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281102024	28年11月2日	28年11月16日	28年1月31日	環境法令全般における、各定期報告の一元的な申請体制の構築	現状は各省庁、又は各自治体と別々に報告書を提出しているが、事業所単位(事業者を主として)の申請サイトを構築することで、報告申請の簡素化と一元化を検討いただきたい。国、地方自治体側はそのサイトより、必要なデータを吸い取って活用、管理することが可能となる。 環境法令(廃精法、食品リサイクル法、省エネ法、地球温暖化対策法、改正フロン法など)に関わる定期報告書の提出先において、「簡易法」[地球温暖化対策法]は各地方自治体へ、また、「省エネ法」「食品リサイクル法」「改正フロン法」は各省庁(国)への提出となっている。規制の種類は異なるものの、環境の観点から、関連した内容となる。国(省庁)と地方自治体の報告形態に差異もあり、重複した手間と誤解を招くケースもある。	(一社)日本フロンチャイム協会	農林水産省 経済産業省 環境省	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項</p> <p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第9条、同法施行令第7条</p> <p>地球温暖化対策の推進に関する法律第20条 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第22条の2</p> <p>地方自治体における地球温暖化防止条例等</p> <p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第19条第1項 フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令(平成28年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第2号)第9条</p> <p>エネルギー使用の合理化に関する法律(省エネ法)第5条、第7条、第14条、第15条</p>	対応不可	<p>環境関連の各法律及び条例の趣旨・目的は異なり、それらに基づく各報告書の提出先についても、各法律及び条例の目的を達成するために適切な提出先の設定や情報管理等がなされているため、ご提案の実現は困難です。地方、関連した取組として、例えば、エネルギーの使用の合理化等に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律、フロン排出抑制法に基づく報告については、共通の電子報告システムを活用しており、共通のID・パスワードを使用できるようにする等、可能なものは合理化しております。</p>	○	
281104002	28年11月4日	28年11月16日	28年12月28日	国立・国定公園における地熱開発規制の緩和	<p>【具体的内容】 国立・国定公園の特別保護地区及び第1種特別地域における地熱開発について、将来的に両地域における垂直掘削を一定の条件下で認めることも視野に、継続的に検討を行うべきである。</p> <p>【提案理由】 我が国の地熱資源の約8割が国立・国定公園内に存在しているが、自然公園法により国立・国定公園内での地熱開発は制限されている。 具体的には、第2種特別地域(農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域)、第3種特別地域(通常の農林漁業活動については規制のかからない地域)、普通地域(風景の保護を図る地域)での地熱開発は、一定の条件を満たすものしか認められていない。 第1種特別地域(現在の景観を極力保護することが必要な地域)については、2015年10月に改正された環境省自然環境局長通知「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」(の)も、公園区域外、第2種特別地域、第3種特別地域及び普通地域からの傾斜掘削が個別に判断して認められることとなったが、技術的制約のため、他地域との境界から水平距離約1500mの範囲までしか開発が行えない。 また、特別保護地区(特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区)における地熱開発は、全面的に禁止されている。 このように、現時点においてもなお、地熱開発が可能な範囲は極めて限定的になっている。</p> <p>地熱資源は特別保護地区(30%)と第1種特別地域(11%)に集中して賦存しているといわれている。地熱発電開発を更に促すため、特別保護地区及び第1種特別地域においても、地表への影響が少ないものについては、個別判断のうえ垂直掘削が可能となるよう、掘削緩和を検討すべきである。そのために、地熱開発に伴う環境影響について、実績に基づく科学的検証を加速し、さらなる規制緩和のあり方に関する議論を行う必要がある。</p> <p>今後、規制緩和により未活用の地熱資源の活用が可能となれば、再生可能エネルギーとしては数少ないベース電源として有望視されながら、現状国内では停滞気味の地熱発電の開発が各所で実現される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省	<p>国立・国定公園の特別地域内において地熱開発を行う際は、開発段階に応じて、工場の設置や土石の採取等の行為についての自然公園法に基づき許可を得る必要があります。</p> <p>国立・国定公園内における地熱開発については、平成27年10月2日に通知した「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」(環自発第1510021号環境省自然環境局長通知)により以下の取扱いとなっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-普通地域については、個別に判断し認められることとしています。</li> <li>-第2種特別地域及び第3種特別地域については、公園区域外又は普通地域から地下部への傾斜掘削を個別に判断し認められることとしているほか、自然環境と調和した優良事例と判断される場合には、地上部での地熱開発についても個別に判断し認められることとしています。</li> <li>-第1種特別地域については、公園区域外若しくは普通地域からの傾斜掘削、又は第2種特別地域若しくは第3種特別地域において優良事例が形成されることを前提とした傾斜掘削であって、地表に影響を与えないと考えられる計画が策定されている場合に限り、個別判断の上認められることとしています。</li> <li>-特別保護地区については、自然公園の核心部分であることから、従来通り地上部での地熱開発及び地下部への掘削は認められないこととしています。</li> </ul>	自然公園法第20条、第21条、第33条	対応不可	<p>国立・国定公園内特別保護地区及び第1種特別地域における地熱開発の取扱いについては、自然環境や景観の保全に配慮しつつ、再生可能エネルギーである地熱発電の導入を推進する観点から、地熱開発関係者や専門家等から「国立・国定公園内の地熱開発に係る優良事例形成の円滑化に関する検討会」を平成27年にマスコミ等を含め公開で開催し、第4回検討会(平成27年7月30日)において以下のとおり結論をまとめた。</p> <p>&lt;第1種特別地域&gt; ○地下部への傾斜掘削については、公園区域外若しくは普通地域からの傾斜掘削、又は第2種特別地域若しくは第3種特別地域において優良事例が形成されることを前提とした傾斜掘削であって、地表(噴気帯及び地獄現象等)に影響を与えないと考えられる計画が策定されている場合に限り、個別判断の上認められる。 ○地上部での地熱開発については、従来通り認められない。 ○特別保護地区については、自然公園の核心部分であることから、従来通り地上部での地熱開発及び地下部への掘削は認められない。</p> <p>本結論を踏まえ、温泉関係団体等からの強い反対の中で平成27年10月2日に「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」(環自発第1510021号環境省自然環境局長通知)を发出し、規制緩和を行った経緯があることから、本通知に基づき自然と地元と調和した地熱開発の実績を積み重ねていくことが必要と考えています。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281104003	28年11月4日	28年12月6日	29年2月15日	洋上風力発電事業を目的とする一般海域の長期占用に関するガイドライン整備	<p>【具体的内容】 洋上風力発電施設を設置する目的で事業者が一般海域の長期間にわたる占用を求めた際、地方自治体が許可を与えるにあたり参考となるガイドラインを整備すべきである。</p> <p>【提案理由】 洋上風力発電施設の設置海域としては、港湾等のほか、一般海域がある。一般海域は、国有財産法が適用される公共用財産であり、財物管理が地方自治体に委ねられている状況にある。そのため各地方自治体では、任意に条例を制定して一般海域の占用許可を行っているが、占用許可が得られる期間は、概ね1～5年間程度が原則とされている。 例えば浮体式洋上風力発電事業を実施する場合、FIT期間20年+建設2年+撤去0.5年と、長期にわたる海域の占用が必要となる。短期間の占用許可しか得られない現状では、事業の予見可能性が確保できないため、資金調達に支障を来している。</p> <p>そこで、洋上風力発電事業を目的として事業者が一般海域の長期間(20年間超)にわたる占用を求めた際、各市町村等が許可を与えるにあたって確認すべき事項等を国が取りまとめ、ガイドラインとして周知し、これに合致する場合には積極的に占用を許可するよう自治体に配慮を求めるべきである。併せて、一般海域の占用許可手続きが未整備の自治体に対しては、制度整備を呼びかけるべきである。</p> <p>ガイドラインが整備されれば、「海洋基本計画」(2013年4月26日閣議決定)に盛り込まれた海洋再生可能エネルギーの利用促進、およびそのための海域利用ルールの明確化、地域ごとの状況に応じた海域利用の調整にも資すると考えられる。</p> <p>本要望が実現し自治体の対応が進めば、洋上風力発電の導入が拡大し、わが国の低炭素電源比率が向上する。また、浮体式洋上風力発電に限っても、50兆円規模の経済効果(浮体式洋上風力発電施設1基50億円×100基×100カ所=50兆円)をもたらすと見込まれる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	洋上風力発電施設を設置する目的で事業者が一般海域の長期間にわたる占有を行う場合における法令などのルールはございません。	—	その他	<p>経済産業省は、平成28年度中に、ルールが明確化されておらず事例も少ない一般海域における洋上風力発電設備の設置に係る利用調整について、「地方自治体による取組事例や環境等及び当省の実証事業における事例のとりまとめを行い、ガイドを作成して発電事業者に周知する」とこととしております(第4回再生可能エネルギー等関係府省庁連絡会議資料1より)。</p> <p>また、更なる洋上風力発電設備の設置に係る調整の円滑化に向けて、内閣官房総合海洋政策本部事務局は、関係府省庁と連携し、平成28年度から一般海域の利用調整の実態や利用条件について調査を行い、ルール化の必要性を検討することとしております。</p>	△
281104004	28年11月4日	28年11月16日	29年4月28日	火力発電所のリプレースする場合の環境影響評価手続の合理化(合理化ガイドラインの周知徹底)	<p>【具体的内容】 「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」(平成25年3月改訂環境省。以下「合理化ガイドライン」という。)の活用を促進するため、合理化ガイドラインの目的と対象について、関係自治体に対して周知徹底すべきである。</p> <p>【提案理由】 合理化ガイドラインを適用し、効率的に環境アセスを実施することにより、高効率の最新鋭火力発電所へのリプレースが円滑に行うことができ、地域環境への影響の低減、CO2排出量の削減、燃料費低減に伴う安価な電力の発電といった効果が期待されるにもかかわらず、平成24年3月のガイドライン公表以降4年以上が経過している現在でも、合理化ガイドラインが適用された事例はない。 発電事業に伴う建設工事は長期間の大規模工事となるため、事業者はアセス手続きに臨む際には、アセス手続を期間を見通した上で、建設工事の前倒しを立てる必要があるため、合理化ガイドラインの適用による調査省略(最大1年間の期間短縮)についても、高い予見性が求められる。しかしながら、合理化ガイドラインが適用されようとする計画にもかかわらず、国や自治体の審査により追加の調査等が求められるケースがあり、事業の予見性が立たない状態となっている。</p> <p>合理化ガイドラインに記載の「火力発電所のリプレースのうち、最新設備への更新により温室効果ガス・大気汚染物質・水質汚濁物質の排出量及び温排水排出熱量の低減が図られ、かつ、対象事業実施区域が既存の発電所の敷地内に限定されるなど、土地改変等による環境影響が限定的となり得る事業」については、合理化ガイドラインに基づく調査の省略を確実に適用し、事業の予見性を高めることが必要である。</p> <p>環境省は合理化ガイドラインが策定された目的と対象について十分に関係自治体に周知徹底すべきである。</p> <p>事業者が合理化ガイドラインを積極的に活用することができるようになり、高効率の最新鋭火力発電所へのリプレースの円滑実施を通して、地域環境への影響の低減、CO2排出量の削減、燃料費削減に伴う安価な電力の発電といった効果が期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 環境省	火力発電所のリプレース事業については、「今後の環境影響評価制度の在り方について(答申)」(平成22年2月22日中央環境審議会)において、「ベスト追求型の観点も踏まえ、方法書における評価項目の絞り込みを通じた環境影響評価に要する期間の短縮等、弾力的な運用で対応することが必要」とされたこと等を踏まえ、「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」(平成25年3月改訂環境省)を作成し、「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドラインの改訂について(技術的助言)」(平成25年3月29日付け環政評発第1303294号環境省総合環境政策局長)により、都道府県・政令市に対し、本ガイドラインの趣旨を踏まえて環境影響評価に関する審査を行うよう依頼しています。	環境影響評価法	対応	<p>「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」(平成25年3月改訂環境省)については、「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドラインの改訂について(技術的助言)」(平成25年3月29日付け環政評発第1303294号環境省総合環境政策局長)により、都道府県・政令市に対し、本ガイドラインの趣旨を踏まえて環境影響評価に関する審査を行うよう依頼していることですが、ご提案を踏まえ、改めて、地方公共団体の環境影響評価担当当局に対し、本ガイドラインの趣旨・目的等を周知いたします。</p> <p>なお、【提案理由】において、「合理化ガイドラインに記載の「火力発電所のリプレースのうち、(中略)、土地改変等による環境影響が限定的となり得る事業」については、合理化ガイドラインに基づく調査の省略を確実に適用し、事業の予見性を高めることが必要である。」との記載がありますが、本ガイドラインは、ガイドライン中の「3. ガイドラインの活用」に当たっての基本的な考え方」で示しているように、あくまで、アセス手法の合理化の基本的な考え方を示したものです。したがって、環境影響評価手続の過程で、個々の事業や地域の特性により詳細な環境影響評価を実施する必要があると判断された項目については、事業者において所要の調査を実施することが必要となる場合があります。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 推進会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
281104005	28年 11月4日	28年 11月16日	29年 5月31日	火力発電所を リプレースす る場合の環境 影響評価手 続の配慮手 続きの簡素 化(配慮書 の送付のみよ る手続期間短 縮)	【具体的内容】 環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについて、環境影響評価手続のうち、配慮書手続を簡素化し、配慮書を主務大臣に送付することをもって手続完了として、手続期間を短縮すべきである。  【提案理由】 環境影響評価法は、環境負荷を低減(温室効果ガスや窒素酸化物・硫黄酸化物の排出量を削減等)させるような火力発電へのリプレースについても、一律同様の環境影響評価手続を行うことを求めている。そのため、環境負荷を低減させるような火力発電へのリプレースを迅速に進めることができている。 環境影響評価手続の一つである配慮書手続は、事業計画の検討の早期段階において、より柔軟な計画変更を可能とし、環境影響の一層の回避・低減を図ることを目的とするものであるが、環境負荷を低減させるような火力発電のリプレースの場合、他の地点等の複数案を検討することは現実的でないことから、通常の配慮書手続を行う意義は乏しい。  本来であれば、配慮書手続自体を省略するよう見直しを図って頂きたいところであるが、その場合は法改正を伴い、時間を要することから、まずは運用面からの簡素化から進めていただきたい。 具体的には、配慮書については経済産業大臣に送付することで手続きは完了とし、遅やかに方法書の届出ができるよう、制度の運用を見直すべきであるとする。 これは、「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議 中間報告」(2012年11月27日)に記載されたとおり、「平成28年4月より施行・導入される配慮書手続についても、他の手続同様、可能な範囲で手続の迅速化を図る」ための具体的方策となる。  環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースを迅速に行うことが可能になれば、その分、温室効果ガスや窒素酸化物・硫黄酸化物の排出量等の削減を早期に開始できるとともに、電力供給力を迅速に強化することが可能となる。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 環境省	環境影響評価法	対応不可	ご指摘のとおり、環境負荷が明らかに低減する火力発電所のリプレースは、温室効果ガス削減に対する喫緊の要請を踏まえ、手続の迅速化を通じて、早期に運転開始することが期待されます。 しかしながら、環境影響評価手続における配慮書に関し、主務大臣・環境大臣の意見提出を控える運用を行うことで、その手続期間の短縮を図ることは、適当ではないと考えます。なぜなら、火力発電所のリプレースであっても、例えばリプレースの対象となる既設の発電施設が増加するケースがある場合など、停止中とリプレース後の環境影響を比較すると、環境影響が長期間停止中である場合など、停止中とリプレース後の環境影響を比較すると、環境影響が増加するケースがあります。このように環境負荷が低減されるかどうかは、見方によって見解が異なる場合があり、第三者の立場から客観的な意見を取り入れる必要があるからです。こうしたことを踏まえ、法律では、事業計画立案の早期の段階である配慮書から、主務大臣・環境大臣は、環境の保全の見地から意見を述べることができることとされており、したがって、たとえ従前より環境負荷の低減に資するような火力発電所のリプレースであっても、環境の保全の見地から必要と認められる場合は、主務大臣・環境大臣は適切な意見を述べる必要があります。 また、配慮書手続においては、配慮書の公表が含まれており、この公表は、情報交流の観点から、配慮書段階でその内容を明らかにする必要性が高いことから、義務としているものであり、環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースであっても、これを公表することは重要です。 以上の理由から、配慮書を主務大臣に送付することをもって手続き完了として、手続き期間を短縮することは、火力発電所のリプレースを迅速に進める方策として、妥当ではないと考えます。	△	
281104006	28年 11月4日	28年 11月16日	29年 5月31日	火力発電所を リプレースす る場合の環境 影響評価手 続の簡素化 (意見聴取不 要要件の明 確化)	【具体的内容】 環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについて、環境影響評価手続のうち、配慮書手続を簡素化すべきである。 具体的には、環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについては、配慮書手続上の努力義務とされている意見聴取が不要であることを、ガイドラインへの記載等の形で明文化すべきである。  【提案理由】 火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続の簡素化に対する政府回答のとおり、「環境影響評価法第三条の七及び主務省令においては、配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるよう努めるよう努めるよう規定しており、努力規定としてあります。そのため、現行においても事業者が正当な理由を明らかにすれば求めないことも可能とされています。」とされている。 環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースは、この「正当な理由」に該当すると考えられる。  関係する行政機関等も含め、統一的な見解のもと手続きを進めていく観点から、配慮書段階における意見聴取が不要であることを明文化する必要がある。 したがって、「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」(H25.3改訂)等にて、「環境負荷を低減させるような火力発電所リプレースについては、環境影響評価法第三条の七及び主務省令による意見を求めない正当な理由に該当することから、意見聴取は不要」であることを明確化していただきたい。  環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースを迅速に行うことが可能になれば、その分、温室効果ガスや窒素酸化物・硫黄酸化物の排出量等の削減を早期に開始できるとともに、電力供給力を迅速に強化することが可能となる。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 環境省	環境影響評価法	対応不可	環境影響評価法において、事業者に対し一般からの意見聴取を求めている趣旨は、手続の各段階における意見聴取を通じて、事業者が地域的範囲を限定しない貴重な環境情報を収集し、考慮することで、事業者における十全な環境配慮を確保する点にあります。そして、火力発電所のリプレースであっても、例えばリプレースの対象となる既設の発電施設が長期間停止中である場合など、停止中とリプレース後の環境影響を比較すると、環境影響が増加するケースがあります。このように、環境負荷が低減されるかどうかは、見方によって見解が異なる場合があり、多様な人々の意見を収集しておく必要があることを踏まえ、一般からの意見聴取の必要性は、同様であると考えます。 したがって、環境負荷の低減に資するような火力発電所のリプレースにおいて、配慮書に係る関係行政機関等への意見聴取を一律に不要とすることは適当ではなく、個別の状況に応じた柔軟な対応が必要と考えます。 なお、配慮書に係る意見聴取が努力義務となったのは、「今後の環境影響評価制度の在り方について(答申)」(平成22年2月22日中央環境審議会)において、「事業者が事業計画を策定する際に、当該計画の内容について関係地方公共団体に相談することが多く、このような連携には様々な形態があることから、関係地方公共団体が柔軟に関わることができる制度とすべきである。」とされたことを踏まえたものです。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案について(本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281104007	28年11月4日	28年11月16日	29年4月28日	火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続の合理化(配慮書・方法書の省略)	<p>【具体的内容】 これまでの火力発電所のリプレース事例における環境影響評価手続のうち、配慮書・方法書手続について検証を行い、環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについては配慮書・方法書手続の省略を可能とすることを視野に、アセス制度の合理化に向けた検討を開始すべきである。</p> <p>【提案理由】 設備容量15万kW以上となる火力発電所のリプレースは、環境影響評価手続の対象となる(第二種事業は11.25万kW以上)。また、環境負荷が減少し、対象事業実施区域が既存の発電所の敷地内又は隣接地に限定される等により、土壌影響等による環境影響が限定的となり得る火力発電所リプレース(以下、改善リプレース)については、「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」(以下、ガイドライン)等を通じて、最大限の運用改善により現行制度下で手続期間を短縮することとされている。</p> <p>改善リプレースに際してのアセス手続の合理化は、迅速な事業遂行と環境負荷低減の観点からかねてより要望されてきた。しかし政府は、環境影響のおそれ等を理由に、一貫して手続きの一部省略を否定し続けている。</p> <p>そこで、これまで審議してきた火力発電所のリプレース事例において配慮書・方法書手続が果たした役割について改めて検証し、準備書以降の手続きで特異・代替不能な決定的要素がなければ配慮書・方法書を省略する方向で、アセス手続きの見直しに向けた検討を開始すべきである。</p> <p>なお、事業者としては、以下の理由により、配慮書・方法書手続を行う意義は乏しいと判断している。</p> <p>◆配慮書手続:改善リプレースについては、計画段階配慮の対象となる「重大な影響を受けるおそれがある環境要素」(発電所アセス省令第5条)は想定されない。なお、2015年政府回答では「これまでに、火力発電所のリプレースに係る配慮書において「重大な影響を受けるおそれがある環境要素」がないとした事例はありません」とされているが、これは現時点で改善リプレースのアセス手続が完了した事例がないためである。</p> <p>◆方法書手続:ガイドラインのほか、発電所に係る環境影響評価の手引、改善リプレースの先行事例(現時点で方法書手続を終えている事例や今後のアセス事例)等により事業特性、地域特性を踏まえた調査、予測、評価手法を選定することが出来る。</p> <p>準備書段階からの手続となれば、国・自治体・事業者が一体となった迅速化の取組みにより最大1年強まで短縮するとされているアセス手続期間が、更に半年強まで、大幅に短縮されることを見込める。それによって、事業者が新設に比べ事業の予定可能性が高い改善リプレースをより積極的に選択するようになり、古い発電所の更新が促進され、結果、地球、地域環境の改善につながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 環境省	出力が15万kW以上である発電設備の新設を伴う火力発電所の変更(リプレース)の工事の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境に及ぼす影響について調査・予測・評価及び環境保全措置の検討を行うとともに、一般・関係自治体・国への意見聴取等の手続を行うこととしています。	環境影響評価法	対応不可	ご指摘のように、環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについて現時点で配慮書を実施した上で供用を開始した事例がありません。このため、配慮書・方法書手続の検証には、まずは事例の審議が必要と考えます。なお、その検証にあたっては、リプレースの場合であっても既設発電施設が長期間停止中となっているケースもあり、このような場合は、停止中の環境影響と比較すると、リプレースにより環境影響が増加するケースがあることも考慮する必要があると考えます。 <p>したがって、「今後の環境影響評価制度の在り方について(答申)」(平成22年2月22日中央環境審議会)において、「ベスト追求型の観点も踏まえ、方法書における評価項目の絞り込みを通じた環境影響評価に要する期間の短縮等、弾力的な運用で対応することが必要」とされたことを踏まえ、単に配慮書・方法書手続を省略することは適切ではなく、運用上の取組によって、最大限期間を短縮することに対応しております。具体的には、火力発電所のリプレースのうち、最新設備への更新により温室効果ガス、大気汚染物質、水質汚濁物質の排出量及び温排水排出量の低減が図られ、かつ、対象事業実施区域が既存の発電所の敷地内に限定されるなど、土地変更等による環境影響が限定的となり得る事業については、環境省が作成している「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」についてを活用することにより、調査・予測・評価に係る期間を1年程度短縮することが可能です。また、国の審査期間を短縮したり、自治体にも審査期間の短縮を求めるとしています。このように事業者・国・自治体が一体で取り組むことにより、これまで3年程度要していた手続を最短1年強まで短縮することを日本再興戦略に盛り込み、平成25年6月14日に閣議決定していますので、事業者におかれましては本取組への御協力をお願いします。</p>	
281104008	28年11月4日	28年11月16日	29年4月31日	省エネ法、温暖化防止条例に基づく届出の一元化に向けた自治体の取り組み公表	<p>【具体的内容】 省エネ法の定期報告と地方自治体の温暖化防止条例で求められる報告について、文書の様式や記載項目等の一元化に対する各自治体の取り組み状況を取りまとめ、公表すべきである。並行して、事務連絡「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条例との整合性の確保について(依頼)」(2014年6月20日、経済産業省・環境省)発出以降の各自治体の対応について、実施したアンケートの取りまとめ等を通じて、一元化の障害を究明・除去するとともに、対応の見られない自治体に対しては、引き続き一元化への配慮を要請すべきである。</p> <p>【提案理由】 省エネ法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書および定期の報告書を作成し、主務大臣に提出することを義務付けている。一方、各地方自治体も地球温暖化防止条例等を制定し、事業者に対して地球温暖化対策等に関する計画書および報告書の提出を義務付けている。</p> <p>事務連絡「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条例との整合性の確保について(依頼)」(2014年6月20日、経済産業省・環境省)による両者の一元化策議、その後の地方自治体へのアンケート調査等、政府が対応を行っているものの、引き続き二重の報告を課される事業者が多く存在している。</p> <p>省エネ法に基づく定期報告と地球温暖化防止条例等に基づく報告に記載する事項はほぼ同一であるにもかかわらず、書式が統一されていないため、広域で事業を展開する事業者は、主務大臣および各地方自治体へ提出する文書を作成するための膨大な事務作業を強いられている。この改善に向け、引き続き届出の一元化を各自治体に呼びかけるべきである。</p> <p>併せて、国が一貫性のある形で、省エネ法上の届出と各自治体の温暖化防止条例上の届出の一元化に向けた取り組み状況について取りまとめ、公表すべきである。</p> <p>自治体ごとの取り組み状況が公表されることにより、文書の様式や記載項目の統一が進み、事業者の事務コストが大幅に削減されるとともに、効率的な行政の実現にも資することが期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 環境省	省エネ法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書及び定期の報告書を作成し、主務大臣(経済産業大臣及び事業所管大臣)に提出することを義務付けています。一方、地球温暖化防止条例等制定し、事業者に対して地球温暖化対策等に関する計画書及び報告書の提出を義務付けている自治体の中には、対象となる事業者や様式が国とほぼ同じ自治体もあれば、異なる自治体もあると認識しています。 <p>事務連絡発出以降に実施したアンケート等の結果においても、一元化の障害になるものとして、報告項目や算定方法の相違があげられました。</p>	エネルギー使用の合理化等に関する法律(省エネ法)第14条、第15条 エネルギー使用の合理化等に関する法律施行規則第15条、第17条	現行制度下で対応可能	御認識の通り、事務連絡「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条例との整合性の確保について(依頼)」(2014年6月20日、経済産業省・環境省)を发出し、可能な範囲で省エネ法との整合性に留意するよう協力を要請致しました。国の地方公共団体への関与は地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない原則(地方自治法第245条の3)に基づき、地方自治体が自治事務として実施している施策に対し、現状以上の強制力のある要請を実施することは困難です。 <p>従って、省エネ法に基づく報告と条例に基づく報告の一元化を強制することはできませんが、報告の作成・提出に係る事業者の負担軽減の観点から、可能な範囲で省エネ法との整合性に留意するよう引き続き要請してまいります。</p>	



規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281104009	28年11月4日	28年11月16日	29年1月31日	省エネ法、温暖化防止条例に基づく届出の一元化に向けた情報共有制度の整備	<p>【具体的内容】 省エネ法の定期報告と地方自治体の温暖化防止条例で求められる報告について、事業者の事務負担を軽減する観点から、提出先の一元化に向け、政府・自治体間の情報共有制度を整備すべきである。 例えば、省エネ法に基づく主務大臣への届出に地域コードを付すことで、各自治体が温暖化防止条例に基づく届出として活用できる仕組みを構築すべきである。</p> <p>【提案理由】 省エネ法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書および定期の報告書を作成し、主務大臣に提出することを義務付けている。一方、各地方自治体も温暖化防止条例等を制定し、事業者に対して地球温暖化対策等に関する計画書および報告書の提出を義務付けている。 事務連絡「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条例との整合性の確保について(依頼)」(2014年6月20日、経済産業省・環境省)による両者の一元化要請、その後の地方自治体へのアンケート調査等、政府が対応を行っているものの、引き続き二重の報告を課される事業者が多く存在している。 省エネ法に基づく定期報告と地球温暖化防止条例等に基づく報告に記載する事項はほぼ同一であるにもかかわらず、書式と提出先が統一されていないため、広域で事業を展開する事業者は、主務大臣および各地方自治体へ提出する文書を作成するための膨大な事務作業を強いられている。 国は、省エネ法に基づく定期報告をそのまま温暖化防止条例に基づく報告として扱えるようなシステムを整備するとともに、各自治体に対し、届出の書式と窓口の一元化を呼びかけるべきである。 届出を一元化するシステムの基盤がつけられることで、各自治体による温暖化防止条例に基づく届出の書式と提出先の一元化に関する検討が進むことが期待される。 文書の書式や提出窓口の統一が進めば、事業者の事務コストが大幅に縮減されるとともに、効率的な行政の実現にも資する。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 環境省	省エネ法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書及び定期の報告書を作成し、主務大臣(経済産業大臣及び事業所管大臣)に提出することを義務付けています。一方、地球温暖化条例等を制定し、事業者に対して地球温暖化対策等に関する計画書及び報告書の提出を義務付けている自治体の中には、対象となる事業者や様式は国とほぼ同じ自治体もあれば、異なる自治体もあると認識しています。	エネルギー使用の合理化等に関する法律(省エネ法)第14条、第15条 エネルギー使用の合理化等に関する法律(省エネ法)第15条、第17条 地方自治体における地球温暖化対策条例等	現行制度下で対応可能	御認識の通り、事務連絡「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条例との整合性の確保について(依頼)」(2014年6月20日、経済産業省・環境省)を発出し、可能な範囲で省エネ法との整合性に留意するよう協力を要請致しました。国の地方公共団体への関与は地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない原則(地方自治法第245条の3)に基づき、地方自治体が自治事務として実施している施策に対し、現状以上の強制力のある要請を実施することは困難です。 従って、省エネ法に基づく報告と条例に基づく報告の一元化を強制することはできませんが、報告の作成・提出に係る事業者の負担軽減の観点から、可能な範囲で省エネ法との整合性に留意するよう引き続き要請してまいります。	
281104014	28年11月4日	28年11月16日	29年2月15日	CO2の海洋地下への貯留(炭素隔離)が認められるCO2回収手法の拡大	<p>【具体的内容】 アミン吸収法以外の各種手法を用いて分離・回収した二酸化炭素についても、海洋地下への貯留を認めるべきである。</p> <p>【提案理由】 CO2回収・貯留(GCCS)は、長期的な地球温暖化対策として期待されており、国内でも、苫小牧沖にて、年間十万吨規模ながら貯留実証試験が行われている。 CCSの実施において、海底地下は有望なCO2貯留場所となるが、法令上廃棄物とみなされるCO2を海底下廃棄するにあたっては、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(海防法)ならびに関係法令への適合が必要となる。現状、海防法施行令第11条の5の規定により、海底下廃棄を認められる「特定二酸化炭素ガス」は、アミン吸収法により回収されたCO2に限定されている。 昨今、CO2回収技術の進展により、アミン系溶剤以外のものを利用したCO2回収や、酸素燃焼法によるCO2回収のデータなどが発表されている。2015年度の経済産業省委託調査「二酸化炭素回収・貯留に係る技術動向等調査」の報告書においても、複数の回収手法が既に実証段階に至っていると報告されている。 2007年の海防法施行令改正にあたってのパブリックコメント募集時、環境省は、「今回の特定二酸化炭素ガスに係る判定基準の設定においては、今後、我が国において採用される見込みのあるアミン吸収法による分離・回収技術を前提として設定されたものであることから、他の分離・回収技術が実用レベルで採用されることが見込まれる状況となった場合、あるいは既に適用されている技術であっても見直しが必要と判断された場合には、当該分離・回収技術に関する二酸化炭素の濃度に関する判定基準について、その時点で最新の科学的知見に基づき、エネルギー効率等を考慮した最も合理的に達成できる値に設定あるいは変更することについて検討します」との考え方を示していた。 よって、各種手法により回収されたガスの分析データを踏まえ、海洋環境影響のおそれとエネルギー効率等の両面を勘案しつつ、アミン吸収法以外の手法で回収されたCO2についても、海底下廃棄を認可すべきである。 そのうえで、中長期的には、回収手法を問わず、貯留するCO2の性状(CO2および不純物の濃度等)のみに基づいて「特定二酸化炭素ガス」を定義する方向で、検討を進めるべきである。 アミン吸収法以外の各種手法もCCSIに利用可能となることにより、今後、CO2分離・回収の実証等の機運が高まることが期待される。また、CCSのコストダウンを実現し、競争力を高めることができる。CO2分離・回収技術が発展、普及すれば、将来の地球温暖化抑制に大きく貢献できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)においては、同法第18条の7本文において、油、有害液体物質等又は廃棄物の海底下廃棄を原則禁止した上で、例外的に、同法第18条の7第2号に規定する特定二酸化炭素ガス(二酸化炭素が大部分を占める方式で政府で定める基準に適合するもの)については、同法第18条の9に規定する許可基準を満たす場合にのみ、環境大臣の許可を受けたうえで、海底下廃棄の実施が可能となっています。 特定二酸化炭素ガスの基準については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和46年政令第201号)第11条の5において、以下のとおり、規定されています。 1. アミン吸収法により回収された二酸化炭素ガスであること 2. 二酸化炭素ガス中の二酸化炭素の濃度が体積百分率99%以上であること (石油の精製に使用する水素製造のために集められた二酸化炭素ガスの場合、98%以上) 3. 二酸化炭素以外の油等が加えられていないこと	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第18条の7第2号 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和46年政令第201号)第11条の5	その他	特定二酸化炭素ガスに係る判定基準の設定においては、今後、我が国において採用される見込みのあるアミン吸収法による分離・回収技術を前提として設定されたものであることから、他の分離・回収技術が実用レベルで採用されることが見込まれる状況となった場合、あるいは既に適用されている技術であっても見直しが必要と判断された場合には、当該分離・回収技術に関する二酸化炭素の濃度に関する判定基準について、その時点で最新の科学的知見に基づき、エネルギー効率等を考慮した最も合理的に達成できる値に設定あるいは変更することについて検討します。 このため、実用レベルで採用されることが見込まれる状況となった分離・回収方法がある場合は、適宜、環境省までご相談いただきたいと思います。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
281125007	28年11月29日	28年12月6日	29年2月15日	高齢化社会における生活支援サービスの実現に向けて	<p>【具体的内容】 今後増大が予想される高齢者の生活支援はもちろん、生活利便性の充実に向けた、包括的な生活支援サービス提供を出来るようにすべきである。</p> <p>【提案理由】 弊グループが有償で提供している「家事代行サービス」では、(1)酒税法により酒類を購入代行することができない。 酒類は、販売主体でなくても、媒介についても免許が必要となる為、利用者に不便を強いている現状がある。 (2)産業廃棄物の認可がなければリサイクル目的の品を運送することができない。 リサイクル品は「廃棄物ではない」と直ちに判断されるわけではない為、一般廃棄物(又は産業廃棄物)の収集運搬事業者としての許可を持たない事業者では、その運送を引受けることは原則できないのが現状である。 (3)クリーニング業法により届出なしでは、洗濯物の運送を受託できない。結果、クリーニング業を営む者(営業者)以外は、洗濯物の受取及び引渡すことができず、利用者に不便を強いている現状がある。</p> <p>頭書の通り、各種規制の緩和等を講ずることにより、高齢者等に対し総合的なサービスを提供することが可能となる。 結果、高齢化社会における福祉の一層の増進に資することができると考える。</p>	ヤマトホールディングス株式会社	財務省 厚生労働省 環境省	<p>(1) 酒税法第9条、第10条 法令等解釈通達2編9①4</p> <p>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項、第2項及び第4項並びに第7条第1項、第14条第1項 「行政処分」の指針について(通知)(平成26年3月29日付け環境省発第1303299号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)</p> <p>(3) クリーニング業法第2条において、「クリーニング所」とは、洗たく物の処理又は受取及び引渡のための営業者の施設と規定され、同法第3条において、営業はクリーニング所及び業務用の車両並びに業務用の機会及び器具を清潔に保つこととされている。 また、同法第5条において、クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業しようとする者は、営業方法、従業者数その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならぬこととされている。</p>	<p>(1) 対応不可</p> <p>(2) 現行制度下で対応可能</p> <p>(3) 対応不可</p>	<p>(1) 酒税法では、酒税の確実な徴収、税負担の消費者への円滑な転嫁を確保するという観点から、酒類の販売業、販売の代理業又は媒介業をしようとする者は、酒類販売業免許を受ける必要があります。 「家事代行サービス」の事業形態が、酒類の販売業、販売の代理業又は媒介業のいずれかの形態に該当する場合には、免許を受ける必要があります。</p> <p>(2) 御指摘の「リサイクル品」について、当該物が廃棄物に該当しない場合には、廃棄物処理法の適用対象とはならず、廃棄物の運搬の許可を受けなくても運搬が可能です。 当該物が、廃棄物に該当するかどうかについて疑義のある場合は、個別の事案ごとに所管の自治体の関係部局に御相談下さい。 なお、当該物が廃棄物に該当する場合、廃棄物の運搬については、生活環境保全上の支障が発生しないように行う必要があり、一般廃棄物であれば市町村長の、産業廃棄物であれば都道府県知事又は政令市長の許可を受ける必要があります。廃棄物の区分に応じて必要な許可を受けて運搬を行うか、排出者から許可を受けている処理業者等に運搬を委託して下さい。</p> <p>(3) クリーニング業法は、クリーニング業に対して公衆衛生等の見地から必要な指導及び取締りを行い、もってその経営を公共の福祉に適合させるとともに、利用者の利益の擁護を図ることを目的としており、事業者に様々な衛生措置等を義務付けています。 クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業しようとする車両を用いた店舗は「無店舗取次店」とされており、同法で定める届出をしなくてはならないこととされています。なお、洗たく物の受取及び引渡のみを行う場合は、洗たくを行うクリーニング所と比べて簡易な規制となっています。</p>	◎	
281129035	28年11月29日	28年12月19日	29年2月15日	産業廃棄物の電子マニフェスト登録期限の見直しについて	<p>【具体的内容】 電子マニフェストの登録期限は、「廃棄物の引渡してから3日以内」とされているが、3連休(土・日・祝日)の前日に産業廃棄物を排出した場合は、その翌日を登録期限とすること。</p> <p>【提案理由】 「廃棄物処理法において、排出事業者の電子マニフェストの登録期限は、「廃棄物の引渡してから3日以内」(廃棄物処理法第12条の5第2項、同規則第8条の31の3)とされている。 「産業廃棄物の排出事業場が本社等から離れた場合は、速やかに電子マニフェストに登録できないこと」を想定して登録期限が「3日以内」とされているが、産業廃棄物の管理上、本社管理部門において、自社の排出事業場と収集運搬業者の双方に排出実行の確認をした後に、電子マニフェストの登録を行っているケースがあり、3連休(土・日・祝日)がある場合、その前日の産業廃棄物の排出時間によっては、登録遅延が発生する事態が生じ得る。 ・平成27年度の提案に対し、「現場にて引渡しを終了した場合に迅速にシステム上で登録作業ができるよう、スマートフォンやタブレット端末等を使用して現場から報告できるシステムへの改良を行うこととしており、実際の運用面に対応できるよう配慮する。」との回答が示されているが、上記の実態に即していない。電子マニフェストの更なる普及拡大のためにも、民間事業者の産業廃棄物管理の実態を踏まえ、制度改善を図るべきである。</p>	(公社)リース事業協会	環境省	<p>廃棄物処理法第12条の5第1項により、電子マニフェストを用いる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合において、運搬受託者及び処分受託者から情報処理組織を使用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求め、かつ、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物を引き渡した後環境省令で定める期間内に、電子情報処理組織を使用して当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を委託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を情報処理センターに登録したときは、産業廃棄物管理票を交付することを要しないこととなっています。そして環境省令で定める期間については、廃棄物処理法施行規則において3日とされています。</p>	<p>廃棄物処理法第12条の5第1項 廃棄物処理法施行規則第8条の31の3</p>	<p>検討に着手</p>	<p>電子マニフェストは、マニフェストの使用頻度の多い排出事業者や特に厳格な管理が必要である特別管理産業廃棄物の管理にとって大きなメリットがあることから、電子マニフェストの導入を強力に促進する必要があります。その推進に当たっては引き続き普及に関する目標を設定した上で計画的に施策を展開する必要があります。 このため、まずは、例えばより適切な管理が求められる一定規模以上の特別管理産業廃棄物を排出する事業者に対し、電子マニフェストの使用の義務化を検討するとともに、特別管理産業廃棄物の処理を受託する産業廃棄物処理業者に対し電子マニフェストの使用の義務化を検討する必要があります。 この際、施行までの十分な周知期間を確保するとともに、情報処理センターへの登録期限等の見直し等について検討が必要であると考えています。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する事項については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
281129036	28年11月29日	28年12月19日	29年2月15日	優良認定制度の見直しについて	<p>【具体的内容】                      ・排出事業者が優良産業廃処理業者(産業廃処理法施行令第6条の9第2号、同第6条の11第2号)に処分等を委託した場合に、①排出事業者責任を免責する。②域外産業廃棄物の地方自治体への事前届出等を免除する。等の措置を講じること。</p> <p>【提案理由】                      ・優良産業廃処理業者の認定制度は、産業廃処理業者の遵法性や透明性等について、地方自治体が厳格に審査し認定する制度であるが、現状、排出事業者が優良産業廃業者に対して処分等を委託するインセンティブが乏しい。                      ・一方、国・地方自治体は、排出事業者に対して優良産業廃業者の活用を促しているが、上記①・②のような措置が講じられることにより、適正な産業廃棄物処分が促進される。                      ・特に、リース会社においては、排出事業場が全国に亘り、域外産業廃棄物の流入規制を受けることが多く、各地方自治体の条例の内容確認とその対応に苦慮している。優良産業廃業者に処分等を委託する場合に限って、域外産業廃棄物の流入規制を緩和することにより、優良産業廃処理業者の認定制度の活用が促進される。</p>	(公社)リース事業協会	環境省	産業廃処理法第12条第7項により、排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。また、所管区域外から流入する産業廃棄物については、地方自治体における条例等により事前協議等が行われている事例があります。	産業廃処理法第12条第7項	検討に着手	優良な循環産業の更なる育成については、中央環境審議会において行われている産業廃棄物処理法の見直しにおいて審議されており、認定を受けた処理業者が排出事業者により選択されるようにする観点から、認定要件に再生利用に関する情報(持出先に係る情報を含む。)を含む、処理状況に関する情報のインターネットを通じた公表又は情報提供の追加を検討するとともに、財務要件について見直す必要があります。また、優良認定を受けた処理業者に対する優遇措置について検討すべきとされています。今後、具体的な基準の見直しや優遇措置の内容については検討を進めます。なお、地方自治体における流入規制等の取組については、地方自治体の状況により制度が運用されている状況です。	△
281129037	28年11月29日	28年12月19日	29年2月15日	産業廃棄物収集運搬、処分許可の更新時の対応について	<p>【具体的内容】                      ・産業廃棄物処理業者の許可更新時における処分委託について、適法であることを明確化すること。</p> <p>【提案理由】                      ・産業廃処理法第14条第3項(収集運搬業者)、第8項(処分業者)の規定により、「更新の申請があった場合において、許可の有効期間の満了日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する」とされていることから、許可の更新が遅延した場合に、排出事業者として、当該処理業者への委託は適法と考えられるが、その旨が明確化されていない。</p>	(公社)リース事業協会	環境省	更新の申請があった場合において、許可の有効期間の満了日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有するので、処分がされるまでの間は、排出事業者が適法に産業廃棄物処理業者に委託ができます。	産業廃処理法第14条第3項	現行制度下で対応可能	産業廃処理法第14条第3項において、更新の申請があった場合において、許可の有効期間の満了日までにその申請に対する処分がされないときは、「従前の許可」は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、「なおその効力を有する」と規定していますので、処分がされるまでの間は、産業廃処理業者の従前の許可は効力を有し、排出事業者が(適法に当該産業廃処理業者に委託することができることとなり、明確です。	
281129038	28年11月29日	28年12月19日	29年2月15日	産業廃棄物処分受託及び再委託について	<p>【具体的内容】                      ・ユーザー所有物件(産業廃棄物)の処分受託及び再委託を認める制度を新設すること。</p> <p>【提案理由】                      ・リース会社においては、多種多様な物件を全国の幅広い顧客にリースし、リース期間の終了時にこれらの物件の廃棄処分を適正に実施しているが、リース終了物件の返還に際して、顧客から自社所有物件の処分を委託したい旨の要請があっても、現行法制化では受託することが禁止されている(産業廃処理法第14条第15項)。                      ・顧客においては、産業廃棄物の処分の不慣れなケースも多々あり、不適切な処分が行われることが懸念される。                      ・一定の要件を満たすリース会社について、ユーザー所有物件の処分受託及び産業廃棄物処理業者への再委託を認める制度を新設することにより、産業廃棄物の適正な処分が促進される。</p>	(公社)リース事業協会	環境省	事業者による廃棄物の処理について、産業廃処理法では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」(産業廃処理法第3条第1項)とされており、その上で、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、産業廃処理法第12条第5項に定める委託基準に従って産業廃棄物処理業者等に委託しなければならない。また再委託について、産業廃棄物処理業者が受託した産業廃棄物の処理を他人に委託することは、その処理についての責任の所在を不明確にし、不法投棄等の不適正処理を誘発するおそれがあることから、産業廃棄物処理業者がその産業廃棄物の処理を他人に委託することを原則として禁止しています。例外的に、産業廃処理法施行令第6条の十二に規定する再委託の基準に従って委託する場合には、再委託が認められます。	産業廃処理法第3条第1項、第12条第5項、産業廃処理法施行令第6条の10の2	現行制度下で対応可能	リース会社が産業廃棄物の許可を取得することで、産業廃棄物処理業の処理を受託することが可能となります。また再委託について、産業廃棄物処理業の許可を有するリース会社が産業廃処理法施行令第6条の12に規定する再委託の基準に従って委託する場合には、再委託ができ、現行法制度上既に認められます。	
281129039	28年11月29日	28年12月19日	29年1月31日	フロン回収工程管理票の電子化の促進について	<p>【具体的内容】                      ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律のフロン回収工程管理票の電子化を促進するために、第一種フロン類回収業者に利用方法を周知すること。</p> <p>【提案理由】                      ・フロン回収工程管理表の電子化が行われ、一般財団法人日本冷凍・環境保全機構が運用しているが、産業廃棄物処理業者であり、かつ、第一種フロン類回収業者である会社に対して、その利用方法が周知されていないため利用が進んでいない。                      ・フロン類の適正処分を推進するためには、第一種フロン類回収業者に対して、フロン回収工程管理票の電子化の周知徹底が必要である。</p>	(公社)リース事業協会	経済産業省 環境省	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律において、第一種特定製品廃棄等実施者が、その第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を第一種フロン類回収業者に引き渡すときに、第一種フロン類回収業者への書面の交付(以下、「行程管理票」という。)が義務付けられています。行程管理票については、書面の交付に代えて磁気的記録による交付を行うことができます。	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第43条	現行制度下で対応可能	磁気的記録による行程管理票については、フロン排出抑制法に係る説明会やホームページ等での利用方法を周知しており、利用者は着実に増加しているところ。引き続き、第一種フロン類回収業者も含めた周知徹底に努めます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案に関する事項については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281130042	28年11月30日	28年12月19日	29年2月28日	利子補給金制度における支給対象先の拡大	<p>【提案の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利子補給金制度(総合特区支援利子補給金、環境配慮型融資促進利子補給金の制度)における補助金の支給対象に生命保険会社を加えて頂くことを要望します。</li> </ul> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利子補給金制度において、金融機関が特定分野に係る企業貸付を行う際、利子補給を受けることができます。</li> <li>・当制度では、生命保険会社は対象となっていないため、本年、エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金(経産省)および環境リスク調査融資促進利子補給金(環境省)については、措置を講じて頂いています。</li> <li>・他にも生命保険会社が対象となっていない利子補給制度がある中で、今年度は、総合特区支援利子補給金(内閣府)と環境配慮型融資促進利子補給金(環境省)について、支給対象に加えて頂くことを要望します。</li> <li>・生命保険会社は、生命保険契約により受け入れた保険料を長期に亘る企業貸付等により運用しており、その資金は全国各地において企業の設備投資等に広く活用されています。</li> <li>・したがって、利子補給金制度において、補助金の支給対象に生命保険会社を加えることは、企業の資金調達手段の多様化や資金調達先の分散化に繋がり、ひいては地域経済や日本経済全体の発展に繋がるものと考えられます。</li> </ul>	(一社)生命保険協会	内閣府 環境省	<p>【内閣府】</p> <p>総合特区の推進に資する事業を行う事業者が金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定(以下「指定金融機関」という。)したうえで、予算の範囲内で最大0.7%の利子補給金を支給します。利子補給の支給期間は、指定金融機関が事業者へ最初に貸付けた日から起算して5年間です。</p> <p>【環境省】</p> <p>金融機関が行う環境配慮型融資のうち、地球温暖化対策のための設備投資への融資について、融資を受けた年から3年以内(0.02排出を3%)(又は5年以内(5%)以上削減することを条件として、年利1%を限度として利子補給を行います。</p> <p>なお、支給対象となっている金融機関は、銀行、信用金庫及び信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行です。</p>	<p>【内閣府】</p> <p>総合特別区域法第28条 総合特別区域法第56条</p> <p>【環境省】</p> <p>環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(第4条、第5条)、特別会計に関する法律(第85条第3項第1号水)、特別会計に関する法律施行令(第50条第7項第10号)</p>	<p>【内閣府】</p> <p>検討に着手</p> <p>【環境省】</p> <p>その他</p>	<p>【内閣府】</p> <p>生命保険会社は、生命保険契約により受け入れた保険料を長期に亘る企業貸付等により運用しており、その資金は全国各地において企業の設備投資等に広く活用されているものであり、総合特区の推進に資する事業を行う事業者にとって資金調達手段の多様化につながるものと考えられる一方、生命保険会社における融資はあくまで保険業務の健全かつ適切な運営のための運用の手段であると考えられます。</p> <p>本件は昨年度も同様の提案がなされており、生命保険会社の融資に対する営業審査体制や融資による事業効果の検証体制やこれまでの実績等に関する検証を実施し、利子補給金を受けられることのできる金融機関に追加するか否かを、関係省庁と協議の上、検討しているところです。</p> <p>上記内容を踏まえ、総合特区の推進に資するかどうかを判断し、平成28年度中に結論を出し、平成28年度中に必要な措置を講ずることとする予定です。</p> <p>【環境省】</p> <p>環境配慮型融資促進利子補給事業については、平成27年度以降、環境配慮型融資の取組が停滞している地域金融機関の取組の裾野拡大を図るため、環境配慮型融資に係る一定の業績を有する金融機関と実績の乏しい地域金融機関との連携(知見の提供・共有等)によるシンジケートローンに本事業の対象を限定することとしています。</p> <p>それを踏まえ、既に依頼させていただいています(一社)生命保険協会としての環境配慮型融資に関する取組実績等を確認させていただいた上で対応を検討したいと考えています。</p>	○
281202004	28年12月2日	29年1月16日	29年1月31日	浄化槽保守点検費用と法定検査費用の一本化	<p>民間指定業者が浄化槽の保守点検をし、県が浄化槽の法定検査をし、それぞれが費用を持ち主に請求している。指定業者がしっかりと保守点検をしていれば、改めて所有者に対し、法定検査をする必要はないのではないか。法定検査は浄化槽の保守点検と維持管理がきちんとできているかどうかを見るためのものなので、個人の浄化槽所有者ではなく、民間の指定業者を検査、指導すればよいのではないか。費用の請求も二か所からきて、二重取りの感じがするので、一本化したほうが良いと考える。国民にとってわかりやすく納税のいく仕組みにできるように法改正をお願いしたい。</p>	日本行政書士会連合会	環境省	<p>浄化槽の保守点検は、浄化槽が所期の性能を安定して発揮するために、浄化槽の点検、調整又はこれらにともなう修理をする作業のことで、浄化槽管理者(浄化槽の所有者、占有者その他の者)で当該浄化槽の管理について権原を有するもの)の義務として定められています。もともとの実施に当たっては、環境省令で定める技術上の基準に従って行う必要があるため、専門的な知識・技術を有する事業者に委託することができます。</p> <p>委託先の事業者は、条例により保守点検業者の登録制度が定められている場合は当該登録事業者、定められていない場合は浄化槽管理士になります。</p> <p>浄化槽の法定検査(定期検査)は、保守点検も含めた浄化槽の維持管理が適切に行われているかを確認するため浄化槽管理者が受けることが義務付けされている検査です。</p> <p>検査を行うのは都道府県知事から指定を受けた指定検査機関です。</p>	<p>浄化槽法第8条 浄化槽法第10条 浄化槽法第10条第1項及び第3項 浄化槽法第11条 浄化槽法第48条 浄化槽法第57条 環境省関係浄化槽法施行規則第2条</p>	<p>その他</p>	<p>浄化槽の保守点検と法定検査は、制度としての性質や目的が異なります。</p> <p>保守点検と法定検査の一括契約など、効果的・効率的な浄化槽の維持管理に向けた施策の推進に努めてまいります。</p>	○